

平成 28 年 8 月 17 日

宇和島東高等学校同窓会
会 員 各 位

宇和島東高等学校同窓会
会 長 永 田 幸 子

定期総会の会則改正について（ご報告）

拝啓 残暑の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から宇和島東高等学校同窓会会務の運営にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、さる 8 月 11 日開催の定期総会におきまして、会則改正案が承認されました。

このたびの会則改正の主なものを列举します。

- ① 宇和島商業学校同窓会の合流（第 4 条）
- ② 従来の「幹事」の役員名 を「理事」に変更（第 7 条以下）
- ③ 理事は各期 5 名以内ですが、新規卒業生については全日制は卒業時のクラス理事、定時制は学年理事が同窓会理事に就任し、人数制限を設けないこととしました。その任期は就任後 2 回目の改選年（2 年おき）の定期総会終了時までとします。（第 7 条）

会則改正に関しましては総会時に配付した宇和島東高等学校同窓会会則（改正案）を掲示します。また、7 月の理事会で制定されました「宇和島東高等学校同窓会会議規程」も合わせて掲示しました。65・66・67 期の理事名簿に関しましては、9 月以降に掲示の予定です。

改正前の幹事名簿及び幹事立候補表明書のタイトルを理事名簿、及び理事立候補表明書と改訂し、掲載しました。ダウンロードしてご利用下さい。

理事の役割は同窓会会務への協力（第 9 条）であり、具体的には年 2～3 回開催される理事会への出席です。理事が不在の期の会員の皆様には理事に立候補あるいは推薦をして頂くようお願いいたします。

会場で来年の総会開催日のアンケートを実施いたしました。集計の上、9 月には開催日を決定して、ホームページでお知らせしたいと思います。

今後とも、同窓会活動にご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

敬 具